測定用器具取扱基準

項　　目	基　　準	急　　所
01 測定器具	① 工事または定修作業時に使用する携帯型簡易測定器を言う。 ② 長さ計：折尺、巻尺。 ③ 圧力計：圧力ゲージ（ブルドン管、隔膜）。 ：マノメーター。 ④ 温度計：ガラス製（水銀、アルコール） ：熱電式、抵抗式、サーミスタ式。 ⑤ 環境測定器：酸素濃度計、可燃性ガス検知器。 ：騒音計、風速形。 ⑥ その他：振動計、回転計、各種試験器。	
	⑦ 測定の目的に適したものを使用する。	・性能、測定範囲、測定精度を調査する。
	⑧ 電気式測定器具は防爆上の危険場所で使用する場合は、安研の検定に合格した防爆構造のものを使用する。	・防爆構造規格としては本質安全防爆または耐圧防爆構造のものを用いる。 ・危険場所内で測定する時は、工事監督課の許可を受ける。
	⑨ 測定器具使用前には、取り扱い方法をよく知っておくと共に動作点検を必ず行う。	・零点調整。 ・バッテリーチェック。 ・簡易精度チェック。 ・動作に異常があるときは使用してはならない。
	⑩ 測定中は誤差要因となる条件の除去に留意する。	・測定場所の雰囲気、位置。
	⑪ 作業終了の際は、よく手入れをし、部品等の紛失がないことを確認の上所定の場所に格納する。	
	⑫ 測定器具類は経年劣化を生じるので、定期的な検査をする。	・酸素濃度計、可燃性ガス検知器、騒音計等は検査証紙に記入された有効期間を過ぎたものは使用出来ない。